

高崎市文化財調査報告書第98集

東町遺跡調査報告書

1989

高崎市教育委員会

例 言

1. 東町遺跡は、高崎市駅西口再開発に係わって高崎土地開発公社が所有していた土地の一部である。今回、高崎市内に散在する国の出先き機関を吸収する合同庁舎建設にあたり、上記土地の内高崎市東町126番地等を国有地として買い上げ、庁舎建築は建設省が担当することとなった。建築の実施にあたり担当課より高崎市宅地開発審査会あて関係書類が提出された。文化財取り扱いをおこなう教育委員会としては、該当地が旧工業地帯であって遺跡の有無が不明であることから、工事着手前に試掘を実施して遺跡の有無について確認することを連絡した。

担当課と連絡を取り合って試掘した結果、用地の西側3分2は工場跡地で基盤まで破壊されていることを確認（これは、南の東京ガス建築時に確認した工場の続き地である）、しかし東側の一部分においてB軽石の存在と畦畔の一部を検出した。遺跡の残存について、担当課員の出張があり確認した。工事着手時期も迫っているので即時に本調査に入ることとなり建設省名で法57条3が市教委を経由して文化庁へ提出された。それに引き続き、市教委職員を担当者として派遣し発掘調査を開始することになった。調査経費は、同用地を高崎市が用意したことにより高崎市が負担することになり経費1,500千円を計上した。

2. 調査期間 昭和63年3月15日より昭和63年3月31日
3. 調査担当 高崎市教育委員会社会教育課文化財保護係 専門員 横倉 興一
同上 臨時職員 星野 守弘

目 次

I. 遺跡立地及び基本土層	1
1. 遺跡の立地	
2. 基本土層	
II. 遺跡概要	3
III. 遺 構	4
1. B軽石下水田址	
2. 遺構各部の状況	
3. その他の遺構	
IV. ま と め	15
1. 地番地図からの条里地割の推定	
2. 群馬郡条里の中の位置づけ	
3. 東町遺跡水田の開発時期	
4. 東町遺跡水田の幾つかの問題点	

I. 遺跡立地及び基本土層

1. 遺跡の立地

今回発掘調査を実施した高崎市東町、旭町、双葉町は昭和初年より高崎駅西口に工業団地を造成する目的で区画整理がなされて造成した土地である。旧江木町、佐野町の中から分割して出来上がった地域である。昭和30年代より公害問題、高度成長時代、交通手段の変革期等の諸問題が起り、高崎市として工業団地を大八木地区、倉賀野地区へと移転拡大する方針を採り、これ等の工場も随時移転した。

その後は、駅周辺地区の再開発については高崎市の都市計画案に基づいて開始され、これ等工場跡地は高崎市土地開発公社の所有するものとなっていった。

この様にこの地域は早期からの開発地であって遺跡の有無については未知な地域である。但競馬場建設また、場内の観覧席建設（昭和30年代）に弥生時代中期に属する土器が検出されたことは知明なことであった。また地元の人々が言うようにこの地は「平塚」と称する古墳があり、その地に観覧席建設があつて例の土器の出土となったものと推定される。また、昭和40年には場内の整備（公園等）時に再び同種の土器が出土し群馬県立博物館に納められている。近年、高関町岡久保において病院建設がありB軽石推積層が確認できた。続いて高崎市工業団地造成組合による住宅団地造成があり、発掘調査を実施してB軽石下水田址を発見した。また、上中居辻薬師においては、都市計画道路用地より中世末～近世初めの環濠屋敷の一部を発見している。上中居地区の開発は急テンポで進んでいるが、立会や小規模な調査をみる限りにおいてB軽石及びB軽石下水田が多くの場合発見されている。今後も注意して対応しなければならない地域である。

遺跡周辺の自然は、全体的に東へ傾いている状況を示す、高関町の名が示すように、この地域は、微高地からやや低い土地への変更地帯である。江木町、上中居町、高関町は、微高地の縁辺部に並んで発生した集落である。

長野堰の流れは、この段丘崖よりやや内側の微高地の高い位置を流れて平行して走っている。高崎駅、東町、旭町、双葉町から上佐野町へは低地帯であつてB軽石を推積させており、条里地割のよく残っていたところである。南東は、下之城条里へと続いている。

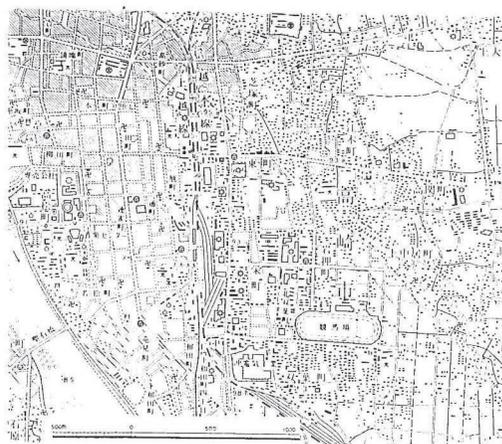


図1 遺跡位置図

この状況は、かつて長野堰に相当する河川が存在し流下していたことを示し、その左岸に競馬場遺跡が存在したことになる。しかし、当該地区は、比較的遺跡の少ないところであることは間違いなく集落や墓址などの発見は極めてまれである。

〈遺跡名称〉

1. 東町遺跡
 2. 競馬場遺跡（弥生時代中期、古墳）
 3. 高関町岡久保遺跡
 4. 上中居辻薬師遺跡（近世屋敷）
 5. 下之城村北遺跡（5世紀方形周溝墓）
 6. 下之城条里遺跡（奈良～平安時代）
- （註1）

2. 基本土層

この工業団地を造成する時は相当の土盛りをしたことが話られていて、今回の発掘において土層のチェックで確認できた。

1. 盛り土 工業団地造成時以降の盛り土
2. 耕土 黒色土、水田耕土、粘性少なくボソボソした土で肥料味が認められない。
3. 灰色土 耕土、一般的に認められる推積土である、粘性は少ない。中世から江戸時代に推積していく。
4. B軽石推積層 通常、3層とB軽石推積層中間には褐色土が推積するが当遺跡では認められない。
5. 黒色土 極めて薄い土層である。通常的に存在する土であって、B降下前に耕地として使用されていた土である。第6層の灰色土が耕作によって黒色土に変化したのかと推定できる。極めて薄いので起こしかえしの耕作があったのか疑わしいものである。



写真1 土層写真

6. 灰色粘質土 榛名山体南麓の扇状地帯の先端部には通常的に推積する。ローム層推積より相当古い時期の灰色の粘土の厚い推積があってその再推積である。
7. 黒色土 黒色土上面には、4世紀中葉に浅間山起因の軽石（C軽石と称する）
8. 黒色土 酸化が激しい、粘性が少ない。
9. シルト層 灰白色シルト層

II. 遺跡概要

遺跡地は、旧昭和電工の跡地であって多くの部分が破壊されていたが、一部に遺構が残っていた。その概略は次のとおりである。

(1)江戸時代頃の遺構

時代、時期を明確に決めることは不可能であるが、江戸時代頃の遺構として考えられる溝1条、土壇1基の2件である。

(2)古代に属する遺構

古代に属するものは、B軽石（註2）に被覆された水田遺構である。水田は、田を区割する畦畔とそれに挟まれた水田である。

畦畔は、11本。畦畔に挟まれた水田面は、大小6枚以上が推定できる。田面積を推定でき得るものは1枚も検出できなかった。畦畔はやや太めの南北走行（1号畦畔）とやや細めの畦畔とが共存する。が、いずれの畦畔も盛りあがりに欠けて低く広がっている状況である。高関岡久保や宿大類村北等の高さのある畦畔、即ちB降下直前まで使用されていたことを示す、とは異なり、矢中遺跡におけるつぶれた状況の畦畔に似ていてB軽石降下までに時間差が相当存在するものと推定できる。

水田面は、5号畦畔、7号、8号畦畔頃より北はレベルが高くなり、畦畔の残りは極めて悪くなる。耕土表面も乾燥化が進んでいて酸化が強く粘性を失っている。

水田面には、人足、獣足等の検出があるか、当遺跡においては、皆無であった。



写真2 B軽石下水田址（南3分2部分）北より望む

III. 遺 構

1. B 軽石下水田址

当遺跡の水田址一少なくとも平安時代中頃には耕作されたであろう一の特徴をあげるとすれば概略次の様である。

(1)当遺跡の水田址は、条里制地割に従った水田、即ち班田制度のもとに営農耕作されたものと推定できる。そして、今回の調査区域は、条里制の1町(109m×109m相当面積)の内に存在する。1町の境界、坪境を示す遺構は検出できなかった。

(2)1町の区割に従って造られた畦畔は約12本検出できた。明確に畦畔として認められるものは6～7本程度である。畦畔の内1号畦畔と6号畦畔は、1町内を区割する畔の中においては何らかの基準をなすものと推定できるものである。

(3)水田の面積については、調査区域が小さいために1枚も計測できなかった。区割タイプの類型としては、終末期を示す大八木条里のような「H型区割」水田ではないことは明らかである。が、大類、高関岡久保遺跡のように細分化の進んでいないものでもないように思える。従って、矢中遺跡や、日高条里の中頃の時期に相当させることが可能な水田址であろうと考えられる。

(4)先行する古い水田存在を推定する資料は少ない。

(5)1町内の地形は、北から南へ低く、また西へ低い傾向が認められる。その地形を大きく変更することなく水田を造営耕作している。南北の境界は、6号畦畔附近にあるようだ。

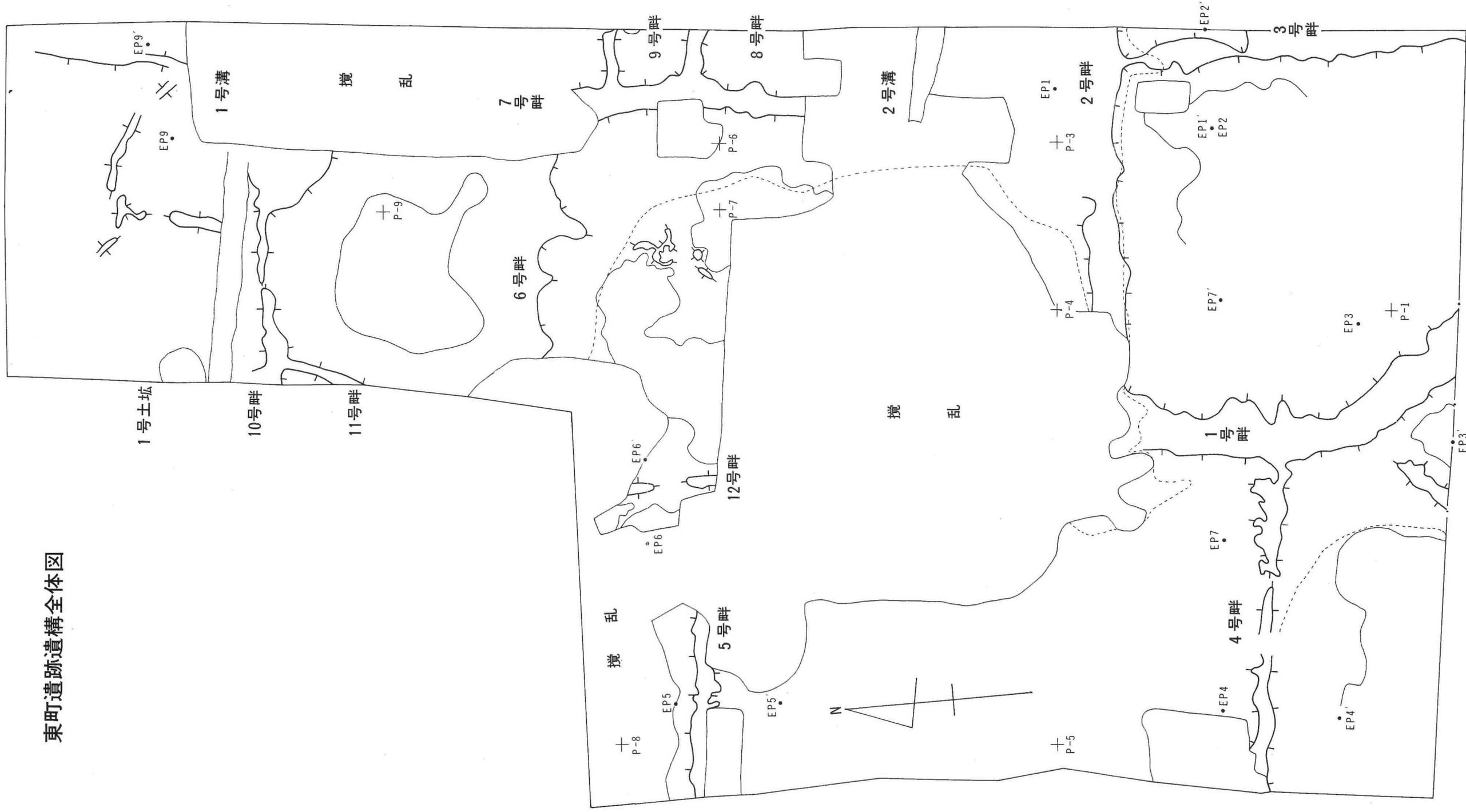
(6)1号畦畔の南端における畦畔の曲がりと、窪地の検出。

水田遺構の中において、水留状の窪地を造ることは皆無である。但、日高条里および矢中条里において坪の隈に同種の遺構の存在することが指適できる。1町内の給排水のために造った、または流水によって造られた遺構であろう。矢中遺跡では、周囲を畦畔でかこみ、菱形状を示している。(註3)

このことから考えれば、この遺構が1町(坪)の隈部分に近いことを示すかもしれない。また、1号畦畔が坪の境をなす太い大型畦畔か、それに代わる遺構であると推定するのも棄てきれない。

とにかく、当地域は、遺跡の少ないことで知れていたが、条里制に従った水田が存在することが証明できたことは良かった。当地域に残っていた、方形の地割について検討する余地ができたものであり、高関岡久保、柴崎、矢中、という長野堰用水に沿った水田址の総合的な検討時期に至ったことをも示すものである。

東町遺跡遺構全体図



2. 遺構各部の状況

(1)南部分域の状況

①1号畦畔

1号畦畔は、調査区のほぼ中央部を南北に走行する畦畔である。全長10mが測定できて調査区中央部で6号畦畔とT字型に交差している。交差部の南は工場基礎等によって破壊されていた。畦畔表面は、つぶれた状況であって、左右に土砂が流れ崩れている状況を示す。が、全体的に水田面よりは比高差があり、使用時は比較的に高い畦畔であったことをうかがわせる。1号畦畔は、途中で東へ2号畦畔5号畦畔の2本を、また西へ4号畦畔をほぼ直交する状況で取りつけている。

また、調査区南限では、畦畔は東へ曲がり始め西側に大きな窪地をかたちづくり、窪地西側に畦畔状の高まりをつけている。この状況は、矢中遺跡（天王前遺跡）において坪交差点近くに同種の遺構が存在しているので注意しておきたい。

畦畔規模 (m)

部位	規模
全長	10
同上	11
同上	10.5
同上	9.5
上幅①	1 ~1.2
上幅②	1.0
上幅③	0.6~0.7
上幅④	0.4~0.5



写真3 B軽石下水田（南部二分一）

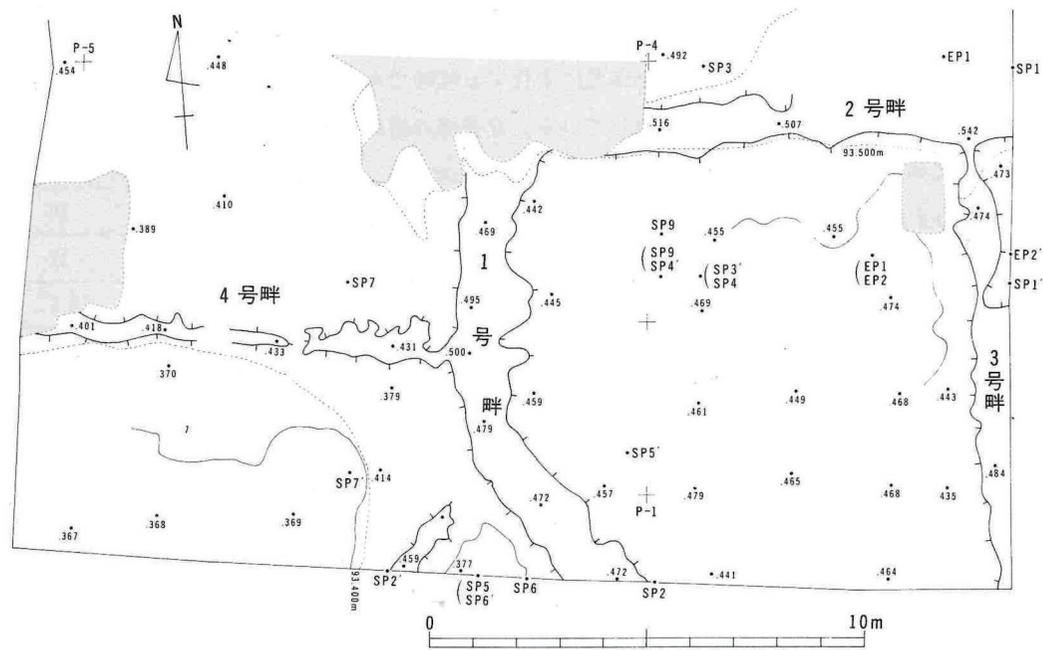


図3 南部域の畦畔平面図 (標高93m省略)

② 2号畦畔

2号畦畔は、1号畦畔より東へ走る。南側の水田面との比高差が大きい。上幅1m、区域内全長11m、調査壁下で南へ3号畦畔を取りつけている。3号畦畔へ交差する地点東側では、畦畔が欠けていて水口状の状況を示している。

③ 3号畦畔

2号畦畔に直交するようにある。畦畔の立ち上がりが極めて低く、畦畔の上幅、下幅の測定は困難である。東側の水口状の窪みは比高が多少あって境は比較的とらえ易かった。

④ 4号畦畔

4号畦畔は、1号畦畔に直交して取りつく、上幅は明確であるが、下幅はつかみ難い。南側水田面とは比高差もあって、畦畔としてはつかめる。北の水田面の比高差はほとんど無く、畦畔の下場を確認することは困難な状況であった。

比高差

部位	規模
1号東	4cm
西	13cm
2号北	2cm
南	6cm
3号東	0.1cm
西	2cm
4号北	3cm
南	4cm

写真4の1

① 畦畔1
北より望む



写真4の2

② 畦畔4
東北より望む



写真4の3

③ 畦畔3

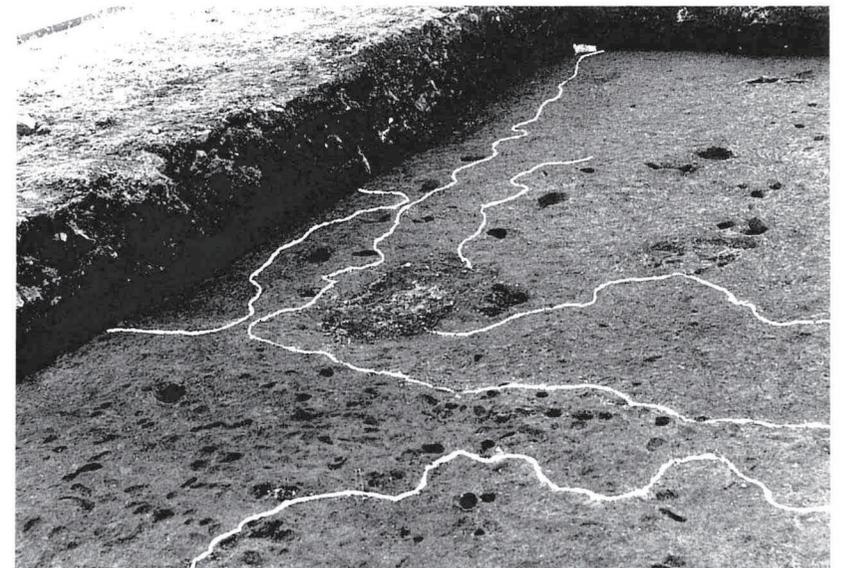


写真5
畦畔2

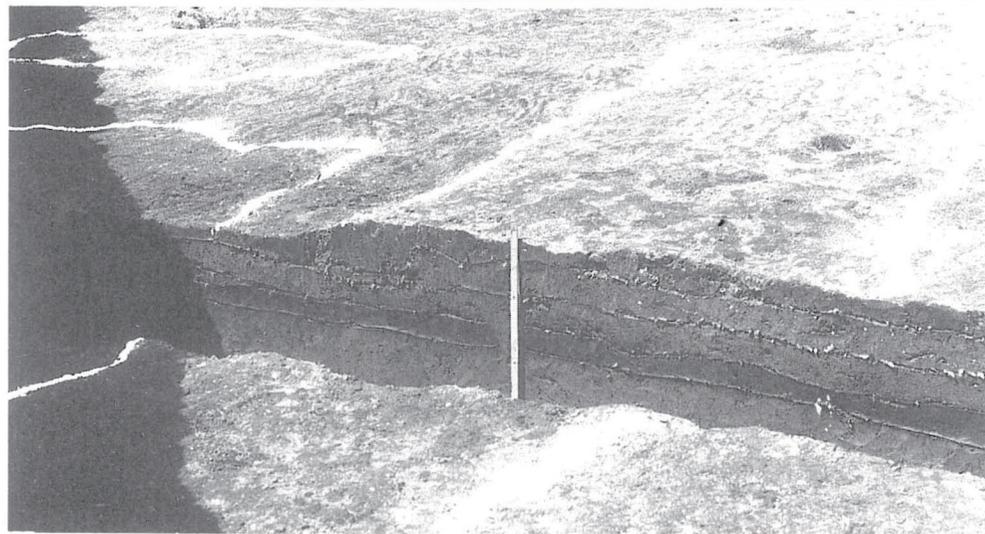
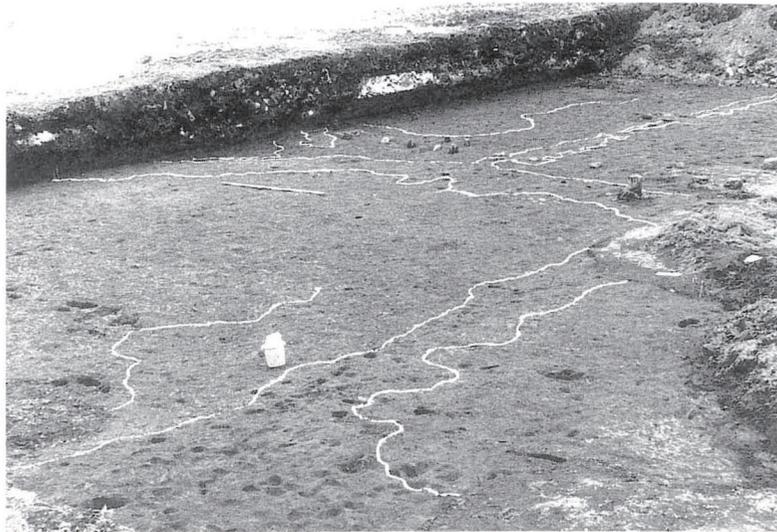


写真6 畦畔1断ち割り状況

畦畔の断割の状況は、この水田址が造成された状況を示す。即ち、1号畦畔と4号畦畔にかこまれた水田面は地山を削り込んで作られていることである。また、畦畔は土盛りをともなって形成していることも示している。水田面における耕土厚は極めて薄く3cm～5cmの間にあり断面でみる限り、深耕の状況、即ち牛馬耕を推定するのは無理である。県下の一部研究者に牛馬耕を仮説するところもあるが十分に注意して取り扱わねばならない。

畦畔断割は4ヶ所において実施した結果として、当遺跡の水田造成は、日高条里で示しているように方眼区割内を水利方向と、土地の高底差とのバランスを考慮して造成していること、オーバーフロー型の水田であることを示している。

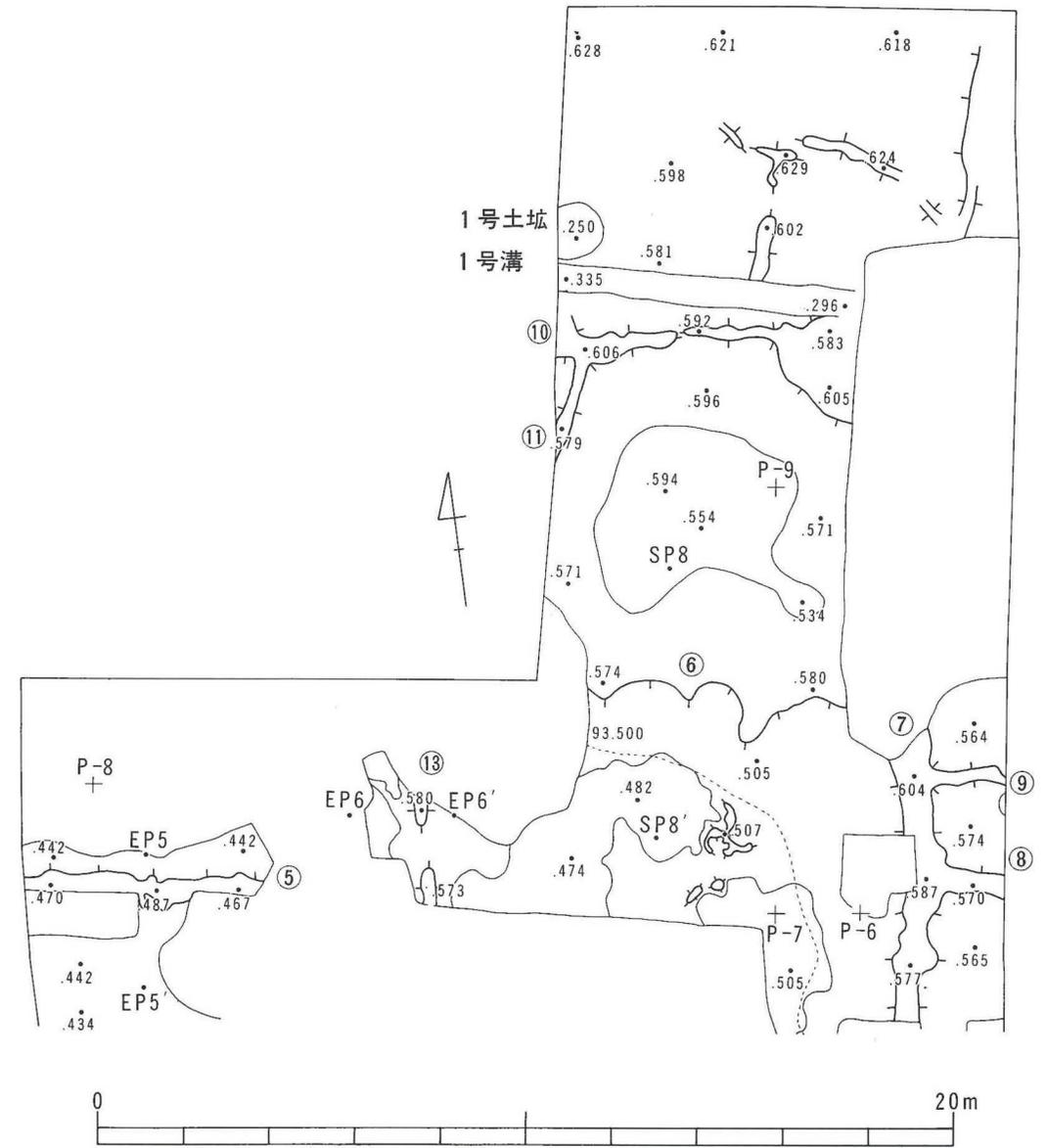


図4 中央部より北部の畦畔平面図

調査区内水田は、1号畦畔と6号畦畔が直交する部分から北と南で状況差を生じている。それは、この附近から北に向かって地形が高まる傾向にあるからである。1町内の水田化作業において旧地形を全く無視して造成できないことを如実に示している。6号畦畔は、畦畔というものの南に向かって緩く下降するといった程度のものである。が、1号畦畔の西側の比高差が大きいので、破壊がなければ西側については畦畔としての状況がつかめたのではないと思う。7号畦畔方向は全く平坦地と言える。また、7号畦畔、8号畦畔、9号畦畔は、やや比高差を持って残っている。が、いずれもつぶれた状況には変わりはない。

一方、6号畦畔以北は全く削りこまれていて遺構の残りは全く良くない。1号溝脇の9～10号畦畔及び、それに直交する12号畦畔ともども検出困難な状況であった。

①5号畦畔

5号畦畔は、1号畦畔の西側に直交して取りついている。比高差があって残りの状況が比較的良かった。北及び南の水田面との差が明確で、上幅、下幅を明確に識別できた。工場基部による破壊が多い。

②6号畦畔

東西走行畦畔で、1号、6号畦畔と直交している。南へ緩く下降する地点における自然地形を用いた畦畔と言える。畦畔規模の測定は困難である。

③7号畦畔

6号畦畔に直交すると推定される。交差部分が不明確。つぶれていて畦畔幅を測定することは困難である。水田面との比高差は、概して東側に低く7号畦畔存在検出の手掛りとなっている。

④8、9号畦畔

7号畦畔に直交する畦畔である。少ない調査面積なので、畦畔として存在するのか明言はできない。水田面との比高差は比較的あって、上幅、下幅の測定は容易である。

⑤10号、11号、12号畦畔

比高差が極めて小さい畦畔である。畦畔の基部が残っている状況のように思える。B軽石推積も比較的悪く中近世の削りこみも考えねばならない。この周辺は、ほぼ水平であるので畦畔は削り込みでなく盛り土方法によるものと推定できる。

比高差規模		畦畔規模 (m)	
部位	規模	部位	規模
⑤北	4cm	全長	
南	5cm	⑤	5.6
⑥北	2cm	⑥	6.0
南	9cm	⑦	6.6
⑦東	8cm	⑧	1.4
西	1cm	⑨	1.7
⑩北	1cm	上幅	0.
南	3cm	⑤	0.5
⑬東	10cm	⑦	0.6
		⑧	0.4
		⑨	0.3
		⑩	0.3
		⑪	0.2
		⑬	0.4



写真7 中央部東側を望む



写真8 中央より南を望む



写真9の1
① 畦畔5
西より望む



写真9の2
② 畦畔6
1を望む

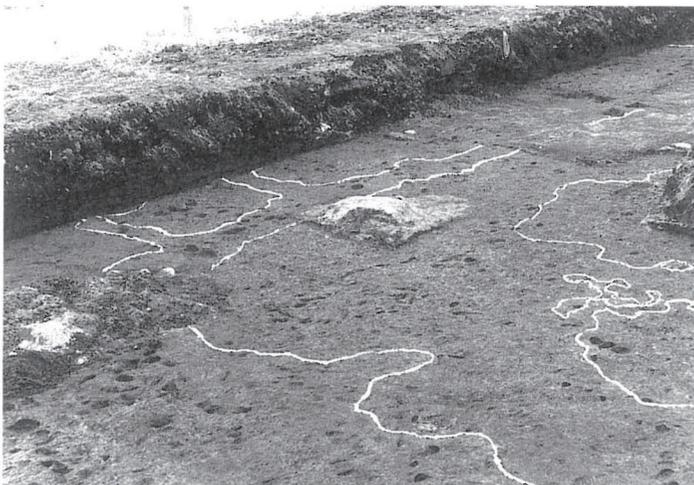


写真9の3
③ 畦畔
6・7・8
北西より望む

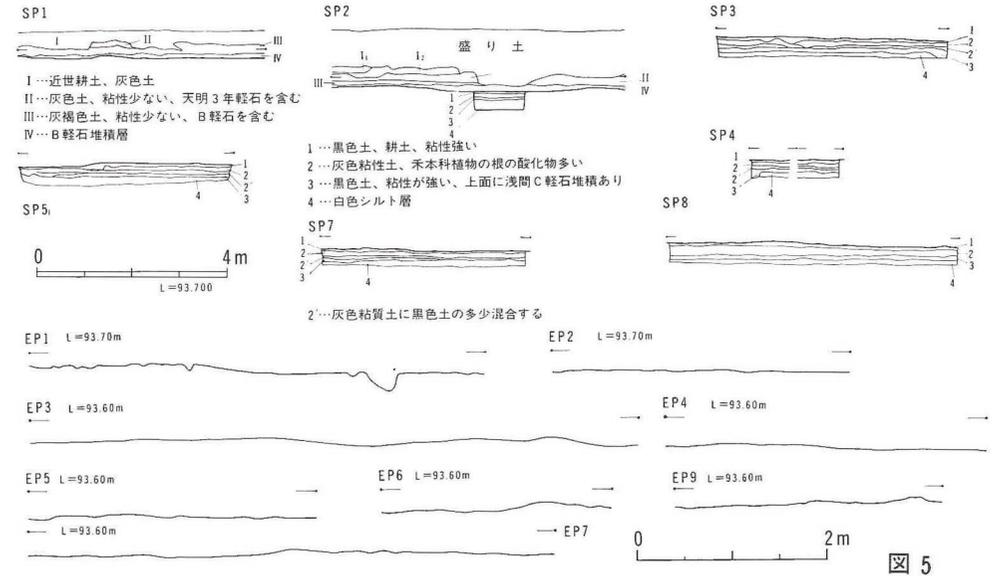
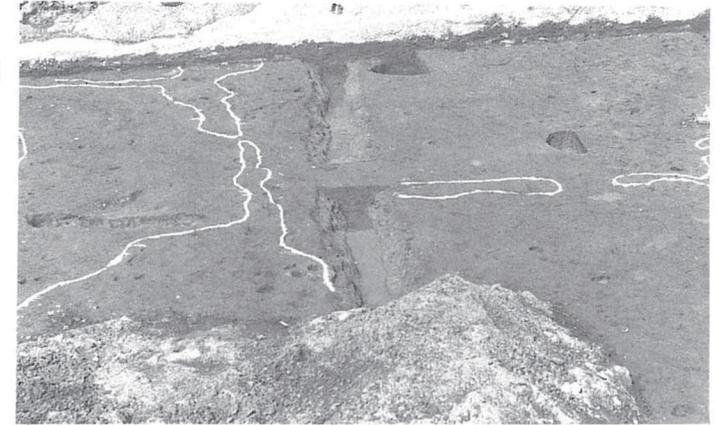


写真10の1
① 北部の全体（南よりみる）

写真10の2
近世溝と土壇



3. その他の遺構

(1)溝状遺構

溝状遺構は、土層断面での時期判定は不可能であったが、溝中より江戸時代末頃と推定できる茶碗破片が1点検出できているので、近世の溝と考える。溝を埋める土には、天明3年の軽石が認められないので、それ以前か以後相当の時間さのある頃と推定できよう。掘り方も、やや薬 手法が認められる。

(2)土壇状遺構

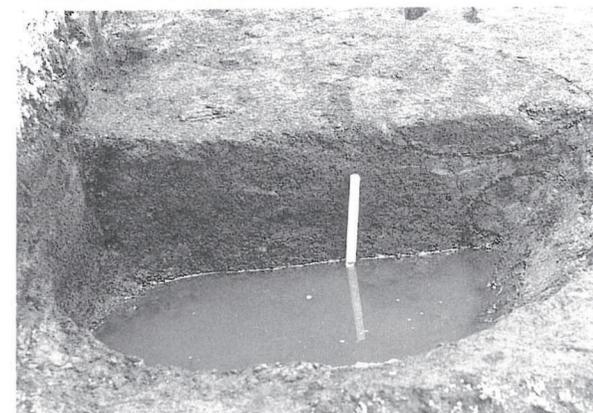
時期や性格をつかむ手掛りはない。一応覆土の状況から近世のものとして推定している。但し、深さが浅いものであって、野井戸状のものではなからう。近世農地内の土壇というよりは、それより古いか、全く新しい時期のものと考えたい。

昭電の工場基部と近代遺構と言えるが、ここではあえて触れなかった。



写真11 1号溝状状況東より望む

写真12 1号土壇状況



(註1) 周辺遺跡 2. 競馬場遺跡(1次スタンド建設に伴い竜見町式土器出土、2次コース内の農地を公園に変更するとき同様形式土器を出土)。3. 高関町岡久保遺跡(高崎市文化財調査報告書第88集1988. 3)。4. 上中居辻薬師遺跡(高崎市文化財調査報告書第101集1989. 3)。5. 下之城村北遺跡(高崎市文化財調査報告書第78集 20p)。6. 下之城条里遺跡(県遺跡台帳435、倉賀野条里制遺構に接続する条里地割の残存する地域、町名を付して下之城条里遺構と称する。

(註2) B 軽石……上信国境浅間山爆発に起因する火山噴出物、西暦1108年(天仁元年)と推定している。群馬県央、西部域の条里制度下水田を全て覆っている。

(註3) 菱形状畦畔……高崎市文化財調査報告書第40集(1983. 3)「矢中遺跡群(Ⅲ)「村北A・天王前遺跡」、No.17番坪の南東限において認められる。所見では、水利に係る水溜状の遺構と考えられるようである。

IV. ま と め

東町遺跡は前述の如くB軽石に被覆された古代水田址の単一遺跡である。調査面積が小さいことで、条里制度に従う水田であったのか否か確らずしも明確ではない。1号畔は規模や形状からみて坪境を成す大型畦畔である可能性もあろう。また、3号畔、8号畔、9号畔、10号畔、11号畔は極めて平坦であり水田を区割する畔であるのか確信は持てない状況でもある。但、該当地域の旧地形(地番割、水利状況)を観察する限りにおいては条里地割が存在している可能性が高く、本市域の条里水田が現況条里地割に重複することが多いことを考えると当遺跡も条里制度下の水田である可能性は高いものと推定している。従って以下地番地図からの条里地割



写真11 水利図部分(長野堰土地改良区所蔵)

の復元を試み、かつ矢中条里遺跡などの距離関係を検討して当遺跡のあり方を考察したい。

1. 地番地図からの条里地割の推定

写真11の水利図は昭和10年代の長野堰に係わる水利図の一部である。高崎駅東口周辺に工場を誘致し始めた頃の状況を示している。

北西より南東へ流れる長野堰用水を境にしてその南は条里地割に従った水利の状況を良く示している。一方北側は地割が乱れて条里遺構の存在の推定は困難である。しかしこの乱れた地域内に存在する岡久保遺跡において条里制度に従った水田址が発見されている現状を考えるならば、水利が良く農地

として永年利用される土地柄ならば条里地割が残存していたと推定できる。この様に当東町遺跡を含む旧新後閑、和田多仲、岩押、上仲居、高関、江木、飯塚の農地には各里遺構の存在したものと考えられるのである。一方、この地域が昭和初期から住宅や工場用地として開発され農地が少なくなっているため土地の旧状と現状とを結び付けるのは地番地図に頼る以外は無。地番地図における地割のあり方をみると、工場地帯以外においては方形地割(おそらくは農地であった地割を踏襲している)を良く残して条里地割のあり方を推定する手掛りとなるであろう。

本遺跡を含む周囲 5 km 程の範囲における大字境界線のあり方は図 6 の如くであり、その内直線的な境界線を抽出すれば表 となる。

(表 1) 直線大字境界線測定長 (単位 m)

	(西側字名)	(東側字名)	距離	備考		(南側字名)	(北側字名)	距離	備考
ア	江本町西前沖	江本町東前沖	440	城東小東側	コ	高岡町西沖	江本町東前沖	205	
イ	" 諏訪西、高崎沖	" 高田	335		サ	江本町西前沖	" 屋敷添、南屋敷	217	
ウ	" 舞台、屋敷添	" 南屋敷	170		シ	" 屋敷添	" 舞台、南屋敷	350	
エ	" 南屋敷	" 南土井	310	西へ凸	ス	" 東前沖	" 南屋敷、南土井	275	
オ	" 北土井、南土井	" 若宮、東沖	440	西へ凸	セ	" 南屋敷	" 北屋敷、北土井	285	
カ	" 常阿弥、若宮	上大類町坂サ堰若宮	375		ソ	" 東沖	" 若宮	200	
キ	上大類町坂サ堰	" 池田	250		タ	飯塚町芝塚前	飯塚町	150	
ク	日光町	具沢町前沖			チ	江本町北屋敷	江本町大日沖	195	
	(南側字名)	(北側字名)			ツ	飯塚町天神	末広町、飯塚清水	250	
ケ	東町、旭町	江本町高田、高崎沖	700		テ	江本町、上大類町坂サ堰	上大類八反田、唐櫃	430	

以上の直線大字境界線群から、該当地帯における条里制地割を直接的に導き出すことは困難であろう。従って、各境界線間の平行走行の相関を整理して、各々の境界線が条里制方眼の上の土に乗るか否かを格討せねばならない。

まず平行関係が認められる 2 直線間の距離測定は次のようであった。

(ア)ー(イ) 641m (カ)ー(ク) 425m (コ)ー(ス) 315m (ケ)ー(ツ) 970m
 (ウ)ー(エ) 短 330m (ケ)ー(タ) 572m (セ)ー(ス) 215m
 長 350m (サ)ー(シ) 短 100m (セ)ー(シ) 150m
 (エ)ー(オ) 150m 長 125m (ス)ー(ソ) 225m
 (カ)ー(キ) 110m (コ)ー(サ) 270m (ソ)ー(テ) 510m

この数値が、当時の 1 町四方の基準数値 109 m 前後の範囲に納まるかを重ねて検討してみれば次表の如くである。

(表 2) 平行間距離の単位長測定 (単位 m)

単位 数値	←	105	106	107	108	109	110	111	112	113	→	備考
100	○											
110							○					
125	○										○	
150	○										○	
215				○								
225									○			
270					○							2ヶ所
315		○										
330							○					

$$M = 108.545 \text{ m}$$

抽出数値幅

$$(113 - 105) \times \frac{1}{109} = 0.073$$

単位 数値	←	105	106	107	108	109	110	111	112	113	→	備考
350	○											
425			○									
510										○		
572	○										○	
641				○								
970					○							

平均値 108.545 m が求められたことは、この周辺地割が当地方の条里地割の基準長である 109 ~ 110 m 相当の範囲の中に存在するものと判定できよう。従って、当遺跡も少なからず群馬郡条里と称する条里地割に従った水田であったと考えても良いでありましょう。

2. 群馬郡条里の中の位置づけ

上記の前提を拡大して、当遺跡周辺の条里地割が上野国府付近を原点とした 4 区分方法条里制地割のどの部分に該当する可能性があるが検討しておきたい。国府南面を原点 (A) として仮設した群馬郡条里 (註) を当遺跡周辺に割り当てると、(ア)地点が、条里界と重なりそうである。A 点より南へ 9 条、西へ 2 里の 1 里地区の南西すみに当てることができるかもしれない。IV 系国土座標で(ア)の位置を読むと

となって、周辺条里との位置関係は、宿大類遺跡⑱ポイントから西へ 109 m × 9.20、柴崎遺跡⑲ポイントから西へ 109 m × 22.26、矢中遺跡㉑ポイントから西へ 109 m × 24.26、日高遺跡⑥ポイントから南へ 109 m × 10.87、同⑨ポイントから南へ 109 m × 11.91、西島遺跡⑩ポイントから西へ 109 m × 19.89、が各々測れるのである。

従って、(ア)地点が群馬郡条里地割の中においてもさ程違和感が生じないと理解できるのではなかろうか。

即ち、当水田は群馬西 (下) 条里に属すべきものと考えられる。

3. 東町遺跡水田の開発時期

(1) 水田形態の状況による判定

当遺跡水田は東西方向に長軸を持つ矩形水田の傾向が認められる。また田面積の規模も、日高条里の C 地区東側のような小区割傾向が認められるものの H 型と称する B 軽石降下直前のタイプ程零細化はしていない。また、畦畔の状況はいずれも崩れていて B 軽石降下直前の使用は可能性が低い。菱形の水溜状特殊遺構をもつ矢中条里水田とも共通性が認められる点も注意しなければならない。

(2) 水田の重層性による判定

大型畦畔の継割の結果では、B 軽石下耕作面が一枚であって、それより古い時期の異なる

遺構の検出はならなかった。但、坪内の区割畦畔、即ち田のくろはいずれの遺跡においても重層的所見は見出しにくいものであるので、全く古い遺構が無いとは言い切れないものの耕土の厚さ、耕土下土層の乱れ具合的の少ないことを考えるとさ程長期に及ぶ水田ではないと考えざるを得ない。

以上2点の所見に従うならば、当遺跡の水田は、11世紀代に稲作耕地として利用されていたであろうと推定する以外はないであろう。

4. 東町遺跡水田址の幾つかの問題点

(1) 東町遺跡への水利について

平坦地における条里水田への水利は2つの方法が認められる。第1は、近隣の中小河川の水を利用する方法であって多くの水田址がこれに含まれる。第2は、矢中条里遺構が示す大型水路を用いる開田であって、段丘最上部の水利条件の極めて悪い土地の開発例と言える。当遺跡の立地をみるならば、高崎市街北方に広がる後背湿地帯の東南縁辺部に該当し、湿地帯の遊水が集まって井野川に放出される部分にあたる。従って、図6の江木、飯玉、稲荷、日光、貝沢上大類町は湿地帯に含まれる部分であって、遊水は北西から東南へ流れている。しかし、当遺跡地のある、東町、高関町、上中居町は、縁辺段丘上に位置しており、遊水は南へ流下しており流水の分岐点の如き土地柄である。従って、当遺跡への水利は、北の後背湿地帯の遊水を集めた人工水利を考えざるを得ない。

(2) 長野堰

現在この周辺地域は、長野堰からの取水により稲作をおこなっている。長野堰は上記の後背湿地帯の南限に沿って掘削されていて、当地帯までは、遊水の集水に中心が置かれ、この附近より東は、配水のための分水が主体となる。矢中遺跡例のように堀割は相当遠方から条里地割に沿って掘削され、それが長野堰水路と重複する部分が認められることを考えると、当遺跡への取水も矢中遺跡と同様の堀り割を掘削して取水し、ある部分は長野堰水路と重なるものではなかろうかと考えて居る。従って、長野堰水路のあり方は、当地方の条里水田開発を考える上で極めて重要な資料であることを指摘しておきたい。

高崎市文化財調査報告書第98集

東 町 遺 跡

平成元年3月 印刷

平成元年3月 発行

編集者 高崎市教育委員会

発行者 高崎市教育委員会

印刷所 (株) 精真社印刷所